

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	就園奨励費助成事業					担当部	こども未来部			
	会計区分	一般会計		事業類型	一般	担当課	保育課				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	保育係			
	総合計画 分野別計画	主目的	3	教育・子育て	13	子育て支援	3	保育サービス・幼児教育を充実します			
		副目的	13-1								
	予算区分	款	10	項	4	目	1	大	5	中	2
	根拠法令・個別計画	小牧市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	私立幼稚園の入園料・保育料に対し補助をおこなうことで、私立幼稚園に在園する保護者の経費負担を軽減する。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園設置者が園児の保護者に対し、保育料等を減免する場合に「私立幼稚園就園奨励費補助金」を交付した。(対象:本市に住所を有する4月1日における年齢3歳児、4歳児及び5歳児並びに当該年度中に満3歳を達する幼児で、当該幼稚園に在園する園児の保護者)</li> <li>・幼稚園を経由して提出される2000件超の書類の審査および補助額判定を行った。</li> <li>・国の補助基準に基づいた補助額を交付したが、国の基準からはずれずる世帯についても、市単独経費で12000円を補助した。</li> <li>・18歳未満の子どもを3人以上養育する世帯で、3番目以降の子どもが私立幼稚園に在園している場合には、入園料と保育料の合計額から、上記補助金額を差し引いた金額を市単独経費で補助した。(結果的に、入園料と保育料全額が補助されることになる)</li> </ul> <p>◆25年度直接経費の内訳 幼稚園就園奨励費補助金(253,842千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 幼稚園就園奨励費補助金(344,565千円) * 国の補助単価の増額に伴い、補助経費も増額する見込みである</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額	
コスト	費用	直接経費	千円	238,566	241,404	253,842	344,565
	正職員	従事者数	人	0.60	0.60	0.60	0.60
		人件費	千円	3,156	3,156	3,156	3,156
	その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
		人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計		千円	241,722	244,560	256,998	347,721
対前年比		%		101.1	105.0	135.3	
財源	一般財源	千円	194,961	198,157	206,925	281,035	
	国・県支出金	千円	46,761	46,403	50,073	66,686	
	その他財源	千円	0	0	0	0	

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	就園奨励費事業補助件数	件	目標	—	—	—
実績				2,576	2,562	2,474	
上記のうち、市単独補助件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	486	566	562	
3番目以降の子の補助件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	328	330	345	
成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26	
第三番目以降の子に対する補助経費	千円	目標	—	—	—	—	
		実績	36,455	41,513	42,155		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	2474件の保護者に対する補助を実施することができ、幼児の就園機会を確保し、保護者の経済的負担の軽減が図られている。			
		事業実施における課題	国の制度に基づき実施する事業であるが、補助区分の判定方法等、仕組みが複雑であるため、保護者への案内が難しい。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	国・県より本事業を推進するよう強く依頼されており、廃止した場合は国・県より指導が入る可能性がある。また公私立間の保育料等の保護者負担にさらなる格差がでる。			
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	保護者への周知の際に補助額の早見表を添付する等して、可能な限り、わかりやすい案内に努める。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	幼児の就園機会を確保し、公私立間の授業料等を格差是正し、保護者の経済的負担を軽減するため、本事業は必要不可欠であるため。				
	27年度以降の改善案	制度が複雑かつ対象者も多いため、事務処理に要する時間が過大であり、処理を迅速に進める方向について検討する。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。